

原議保存期間	1年(令和5年3月31日まで)
有効期間	一種(令和5年3月31日まで)

警視庁交通部長
各道府県警察(方面)本部長
(参考送付先)
各管区警察局長
各管区警察局長総務監察・広域調整部長

警察庁丁交企発第276号
令和3年7月26日
警察庁交通局交通企画課長

飲酒運転の防止に向けた事業者への周知に伴う対応について(通達)

この度、警察庁及び国土交通省において、各府省庁に対し、所管する事業活動における飲酒運転の根絶に向け、道路交通法等の規定の内容や業務の効果的な実施方法について、事業者やその関係する事業者に対し、幅広く周知を行い、安全運転管理者の選任をはじめとする義務の遵守の徹底を図るよう依頼をしたところである。(別添参照)

これを踏まえ、各都道府県警察にあつては、下記の事項について、関係機関・団体と連携した取組を推進し、業務使用の自動車による飲酒運転事故の絶無を期されたい。

記

1 安全運転管理者等に対する講習の機会等を通じたアルコール検知器やドライブレコーダーの活用促進

安全運転管理者等に対する講習の機会等において、飲酒の有無の確認に際し、業務前後におけるアルコール検知器の活用や確認結果の記録を行うことが、飲酒運転の防止の上で、より効果的であることを周知するほか、事業所におけるドライブレコーダーの車載促進、ドライブレコーダーによって得られた映像の交通安全教育や運転者管理への活用を促すなど、アルコール検知器やドライブレコーダーの活用促進を通じた更なる飲酒運転の防止を図ること。

2 安全運転管理者の未選任事業所の効果的・効率的な把握や選任状況に関する情報の公開による選任の促進

自動車保管場所証明事務との連携等により、安全運転管理者の未選任事業所の効果的・効率的な把握に努めること。

また、安全運転管理者を選任した旨の届出がなされている事業所に関する情報を各都道府県警察のウェブサイトに掲載するなど、情報の公開に努めること。なお、公開する情報には、少なくとも事業所名を含めることとするが、所在地などの事業所の特定が容易となる情報についても、可能な限り公開することが望ましい。

ただし、公開に際しては、各都道府県の個人情報保護条例や情報公開条例に照らして支障の生じないことをあらかじめ確認すること。

令和3年7月26日

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

警察庁交通局交通企画課長

国土交通省自動車局安全政策課長

飲酒運転の防止に向けた建設業関連事業者団体等への周知について（依頼）

先般、千葉県八街市において発生した多数の小学生が死傷した交通事故については、現在、千葉県警察において捜査が進められているところですが、建設業許可事業者の子会社に勤務する被疑者から基準値を超えるアルコールが検出され、その影響により当該事故の発生に至った可能性が指摘されています。

道路交通法（昭和35年法律第105号）においては、業務に使用する自動車の使用者（以下「自動車の使用者」という。）の義務として、運転者等に安全運転に関する事項を遵守させることや、運転者に飲酒運転や過労運転などをしないことを遵守させることが定められているほか、酒気帯び運転その他自動車の運転に関し一定の違反行為をすることを命じ、又は自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認してはならないと定められています。

これに加え、自動車の使用者に対しては、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「内閣府令」という。）で定める台数以上の自動車の使用の本拠ごとに内閣府令で定める要件を備える者のうちから、安全運転管理者を選任する義務が定められています。安全運転管理者が行うべき業務としては、運転者に対して行う交通安全教育のほか、飲酒、過労、病気その他の理由による正常な運転ができないおそれがないかどうかを確認し、安全運転を確保するために必要な指示を与えることなどが定められています。

なお、飲酒の有無の確認に際し、業務前後におけるアルコール検知器の活用や確認結果の記録を行うことは、飲酒運転の防止の上で、より効果的であると考えられます。また、ドライブレコーダーについても、交通安全教育の際に活用すれば、運転の挙動の客観的な記録を通じて効果的な指導が期待できるほか、運転者の違反の抑止効果も期待できます。このほか、飲酒運転の防止のための留意点については、添付の『自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル「トラック事

業者編』』が参考となります。

過去5年間における業務中の自家用車の飲酒運転事故のうち、全体の27.9%を建設業を職業とする運転者が占めていることを踏まえると、建設業における業務中の飲酒運転対策は急務といえます。

貴課におかれましては、業務において自動車を使用する際の飲酒運転の根絶に向け、道路交通法等の規定の内容や、自動車の使用者又は安全運転管理者の行う業務の効果的な実施方策について、建設業関連事業者団体を通じ、会員企業及びその子会社に対し、幅広く周知を行い、安全運転管理者の選任を始めとする義務の遵守の徹底を図っていただきますようお願いいたします。

なお、周知にあたっては、添付資料を適宜御活用ください。

【添付資料】

- 道路交通法に定める飲酒運転防止に関する使用者の義務一覧
- 安全運転管理者の制度概要
- 都道府県警察窓口
- ドライブレコーダーの活用に関する広報資料
- 自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル「トラック事業者編」（抜粋）

事 務 連 絡
令 和 3 年 7 月 2 6 日

各府省庁事業所管課長等 各位

警 察 庁 交 通 局 交 通 企 画 課 長
国 土 交 通 省 自 動 車 局 安 全 政 策 課 長

飲酒運転の防止に向けた所管事業者等への周知について（依頼）

平素から警察行政の各般にわたり御協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

先般、千葉県八街市において発生した多数の小学生が死傷した交通事故については、現在、千葉県警察において捜査が進められているところですが、建設業許可事業者の子会社に勤務する被疑者から基準値を超えるアルコールが検出され、その影響により当該事故の発生に至った可能性が指摘されています。

道路交通法（昭和35年法律第105号）においては、業務に使用する自動車の使用者（以下「自動車の使用者」という。）の義務として、運転者等に安全運転に関する事項を遵守させることや、運転者に飲酒運転や過労運転などをしないことを遵守させることが定められているほか、酒気帯び運転その他自動車の運転に関し一定の違反行為をすることを命じ、又は自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認してはならないと定められています。

これに加え、自動車の使用者に対しては、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「内閣府令」という。）で定める台数以上の自動車の使用の本拠ごとに内閣府令で定める要件を備える者のうちから、安全運転管理者を選任する義務が定められています。安全運転管理者が行うべき業務としては、運転者に対して行う交通安全教育のほか、飲酒、過労、病気その他の理由による正常な運転ができないおそれがないかどうかを確認し、安全運転を確保するために必要な指示を与えることなどが定められています。

なお、飲酒の有無の確認に際し、業務前後におけるアルコール検知器の活用や確認結果の記録を行うことは、飲酒運転の防止の上で、より効果的であると考えられます。また、ドライブレコーダーについても、交通安全教育の際に活用すれば、運転の挙動の客観的な記録を通じて効果的な指導が期待できるほか、運転者の違反の抑止効果も期待できます。このほか、飲酒運転の防止のための留意点については、添付の『自動車運送事業者が事業用自動車

の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル「トラック事業者編」』が参考となります。

各府省庁におかれましては、所管する事業に係る業務において自動車を使用する際の飲酒運転の根絶に向け、道路交通法等の規定の内容や、自動車の使用者又は安全運転管理者の行う業務の効果的な実施方策について、所管する事業者やその関係する事業者に対し、幅広く周知を行い、安全運転管理者の選任を始めとする義務の遵守の徹底を図っていただきますようお願いいたします。

なお、周知にあたっては、添付資料を適宜御活用ください。

【添付資料】

- 道路交通法に定める飲酒運転防止に関する使用者の義務一覧
- 安全運転管理者の制度概要
- 都道府県警察窓口
- ドライブレコーダーの活用に関する広報資料
- 自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル「トラック事業者編」（抜粋）
- 周知用ひな型

二に関する使用者の義務一覧

	法令	条文
させる義務	道路交通法 第74条第1項、第2項	(車両等の使用者の義務) 1 車両等の使用者は、その者の業務に関し当該車両等を運転させる場合には、当該車両等の運転者及び安全運転管理者、副安全運転管理者その他当該車両等の運行を直接管理する地位にある者に、この法律又はこの法律に基づく命令に規定する車両等の安全な運転に関する事項を遵守させるように努めなければならない。 2 車両等の使用者は、当該車両の運転者に、当該車両を運転するに当たつて車両の速度、駐車及び積載並びに運転者の心身の状態に関しこの法律又はこの法律に基づく命令に規定する事項を遵守させるように努めなければならない。
又は容	道路交通法 第75条第1項第3号	(自動車の使用者の義務等) 1 自動車(重被牽(けん)引車を含む。以下この条、次条第1項及び第75条の2の2第2項において同じ。)の使用者(安全運転管理者等その他自動車の運行を直接管理する地位にある者を含む。次項において「使用者等」という。)は、その者の業務に関し、自動車の運転者に対し、次の各号のいずれかに掲げる行為をすることを命じ、又は自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認してはならない。 ③ 第65条第1項(酒気帯び運転の禁止)の規定に違反して自動車を運転すること。
	道路交通法 第74条の3第1項	(安全運転管理者等) 1 自動車の使用者(道路運送法の規定による自動車運送事業者(貨物自動車運送事業者(平成元年法律第83号)の規定による貨物軽自動車運送事業者を除く。以下同じ。))及び貨物利用運送事業者(貨物利用運送事業者(貨物自動車運送事業者(平成元年法律第83号)の規定による貨物軽自動車運送事業者を除く。以下同じ。))は、内閣府令で定める台数以上の自動車の使用の本拠ごとに、年齢、自動車の運転の経歴その他について内閣府令で定める要件を備える者のうちから、次項の業務を行う者として、安全運転管理者を選任しなければならない。
	道路交通法施行規則 第9条の8第1項	(安全運転管理者等の選任を必要とする自動車の台数) 1 法第74条の3第1項の内閣府令で定める台数は、乗車定員が11人以上の自動車にあつては1台、その他の自動車にあつては5台とする。
	道路交通法 第74条の3第2項	(安全運転管理者等) 2 安全運転管理者は、自動車の安全な運転を確保するために必要な当該使用者の業務に従事する運転者に対して行う交通安全教育その他自動車の安全な運転に必要な業務(自動車の装置の整備に関する業務を除く。第75条の2の2第1項において同じ。)で内閣府令で定めるものを行わなければならない。
	道路交通法施行規則 第9条の10第5項	(安全運転管理者の業務) 5 運転しようとする運転者に対して点呼を行う等により、道路運送車両法第47条の2第2項の規定により当該運転者で行わなければならないこととされている自動車の点検の実施及び飲酒、過労、病气その他の理由により正常な運転をすることができないおそれのあることを確認し、安全な運転を確保するために必要な指示を与えること。

